

メガソーラー建設に「待った」 災害・環境破壊で反発

2022/2/8 2:00 | 日本経済新聞 電子版



脱炭素社会の実現に不可欠な大規模太陽光発電所（メガソーラー）の建設を巡り、事業者と住民間でのトラブルが全国で相次いでいる。山林伐採に伴う土砂災害や景観悪化など「自然環境」の破壊を懸念する地域住民らによる反対運動が起きている。建設差し止めの訴訟に発展したケースも出てきた。再生可能エネルギーの大量導入時代の旗手として注目されるメガソーラーだが、逆風が吹き荒れる。



環境相「環境配慮が不十分」

「環境配慮が不十分な事業には今後も厳しい態度で臨む」。山口壮環境相は1月25日の記者会見でこう強調した。

埼玉県小川町のメガソーラー建設計画について同日、環境影響評価（環境アセスメント）法に基づき、抜本的な見直しを求める意見書を萩生田光一経済産業相に提出した。2020年4月

に太陽光発電が環境アセスの対象に加わって以降、環境相が抜本の見直しを求めるのは初めてだ。

今回の環境アセスの意見書は4段階ある手続きのうち、3段階目にあたる。最終的な計画認可は経産相の判断に委ねられることになる。ただ過去に石炭火力などでも環境相の意見がきっかけとなり計画を断念するケースもあっただけに、見直しを求める意見書は波紋を呼んだ。

小川町では、小川エネルギー合同会社（同県寄居町）が約86万平方メートルの敷地に、出力3万9600キロワットの発電所の新設を予定している。敷地の盛り土は約72万立方メートルの見込みで、その半分を外部から搬入する。周辺には土砂災害警戒区域もあり、19年10月の台風19号で地滑りが起こった。

意見書は外部からの土砂搬入などについて、「発電事業としての必然性の説明がなく、環境への負荷が生じると考えられる」と指摘した。今後は、経産相が意見を踏まえて事業者に勧告する。

事業者の小川エネルギー合同会社は、日本経済新聞の取材に対し「取材には応じない」と話した。



埼玉県小川町のメガソーラー計画では、大量の土砂が外部から運び込まれることによる環境への悪影響が懸念されている

盛り土で災害誘発も

建設計画を巡る立地地域とのあつれきは小川町にとどまらない。訴訟に発展したケースもある。奈良県平群町では21年3月、地元住民ら約1000人が事業者を相手取り、工事差し止めを求める訴えを奈良地裁に起こした。事業者が県に提出した書類に誤りが見つかり、荒井正吾奈良県知事が工事停止を指示する事態になった。

事業主体の協栄ソーラーステーション合同会社（東京・港）は、約48万平方メートルの山林を切り開き、約5万3000枚の太陽光パネルを設置する計画を掲げる。住民側は「盛り土によって土石流や洪水などの危険性が高まる」と主張する。

長野県諏訪市では、新電力Loop（ループ、東京・台東）の計画に対し住民らが「霧ヶ峰高原の生態系や水資源に影響を与える」などと反対運動を起こした。ループは20年6月に建設計画の撤回を表明した。

規制条例175自治体

トラブルが頻発する中、メガソーラーの乱立を防ぐために条例を制定する自治体も増えている。神戸市では、18年7月の西日本豪雨に伴う土砂崩れで、太陽光パネルが山陽新幹線の線路付近まで落下した。これを受け、同市は太陽光発電の立地を規制する条例を19年7月に施行し、出力10キロワット以上の設備を対象に、届け出を義務付けた。

また福島県大玉村は19年6月、「メガソーラーの設置を望まない」と異例の宣言を出した。自然豊かな村の景観を守るため、事業者に村の事前同意を義務付ける条例を制定した。

地方自治研究機構によると、太陽光発電設備の設置を規制する条例を制定しているのは、21年12月時点で全国175自治体に上る。

ただ事業者の中には、規制条例に異を唱える動きも出ている。高知県四万十市では、建設を予定している事業者2社が、県四万十川条例の景観規定を根拠に建設を不許可とされたのは不当として、四万十市を相手に処分取り消しを求める訴訟を21年10月、高知地裁に起こした。

環境配慮と地元理解の両立を

太陽光発電は2012年に固定価格買い取り制度（FIT）が始まり、安定的に売電収入が得られることから、導入量が急拡大した。

国際再生可能エネルギー機関（IRENA）によると、12年に約643万キロワットだった

累積導入量は、20年に約6700万キロワットと10倍超に膨らんだ。FITに加え、脱炭素社会への移行が社会の要請になったことも拡大の背景だ。設備容量では、中国、米国に次ぐ世界3位の規模になる。

そうした中、山林を伐採した急斜面に太陽光パネルを設置したり、地元に必要な説明をしないまま開発を強行したりするケースも増えた。環境エネルギー政策研究所の飯田哲也所長は「環境相が抜本的見直し意見を出したことで、今後の開発案件に一定の影響を与える可能性がある。ただ多くのメガソーラーはすでに稼働しており、手遅れ感が否めない」と指摘する。

政府は30年度までに温暖化ガスの排出量を13年度比で46%削減する計画で、達成には短期間で設置できる太陽光発電をいかに増やすかがカギとなる。事業者が災害発生リスクや環境への影響を適切に把握するとともに、地域住民の理解を得ながらの建設を進めることが求められる。

(清水涼平)

【関連記事】

- ・ [埼玉・小川町のメガソーラー計画、環境相「見直し必要」](#)
- ・ [太陽光発電、環境相が初の見直し意見 土砂崩壊に懸念](#)
- ・ [太陽光発電、森林伐採で相次ぐ土砂流出 行政も対応急ぐ](#)

[日経産業新聞の記事一覧へ](#)

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.